

## みささ村公民館の利用について（内規）

みささ村公民館は、地域の活動拠点として、皆様に気軽に利用いただくための施設であり、より多くの地域住民が話し合い、お互いの連帯を深め、元気な地域づくりのために活動を展開していく場です。そのため、地域の皆様の相互の理解のもと、円滑に利用していただけることを目的として、必要な事項を定めます。

### 1 利用時間 午前8時30分から午後10時まで

※夜間利用される場合は、近隣に迷惑が掛からないよう配慮してください。

### 2 利用申し込み ※必ず事前に予約してください

受付時間	申込方法	受付時間以外の申込
月曜日から 金曜日までの 午前9時から 午後1時まで	電話 43-5201（FAX 兼用） メール： misasamurakyougikai@gmail.com	左記の受付時間外では、 三朝町企画課（午前8時30分 から午後5時15分まで、電話 43-3506）へ申込み

### 3 利用者

- (1) 代表者が町内在住者で、かつ利用内目的が町の地域振興及び地域コミュニティ活動に資する内容であること。
- (2) 町内の事業所で、かつ利用目的が町の地域振興及び地域コミュニティ活動に資する内容であること。

### 4 利用できない場合

- (1) 営利目的であると認められるとき。
- (2) 特定の政治目的を有するとき、又は特定の政党の利害に関する認められるとき。
- (3) 特定の宗教を指示し、又は特定の教派若しくは教団を指示すると認められるとき。
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (5) 設備を棄損若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 集団的に又は常習的に暴力的不正行為等を行うことを助長する行為と認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

### 5 使用上の注意事項

- (1) 所定の場所以外での飲食、火気の使用をしないこと。
- (2) 敷地内禁煙を守ること。
- (3) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 許可を得ないで壁、柱、扉等に張り紙をしないこと。
- (5) 個人が所有する電化製品等の物品（施設の電気・水道の使用を要する物）の使用については事前にみささ村地域協議会事務局員（以下「事務局員」という）と協議すること。
- (6) 設備を棄損若しくは汚損した場合は、速やかに事務局員に報告すること。
- (7) その他不明な点は、事務局員に尋ねること。

### 6 問い合わせ みささ村地域協議会事務局 電話43-5201（FAX 兼用）

メール misasamurakyougikai@gmail.com